

次に、6番議員の一般質問を許します。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 6番奈良聡子でございます。

通告に基づきまして質問いたします。

最初に、「八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」の見直し等についてお尋ねいたします。

最近県内では、再生可能エネルギー施設関連の事故や不祥事が相次いでいます。昨年5月2日、秋田市新屋浜風力発電所で風車のブレード破損落下事故が発生し、落下したブレードの近くでは頭にけがをした男性が亡くなった状態で見つかりました。状況から考えてブレードの落下による死亡事故と思われますが、なぜか未だに事故原因が明らかにされていません。今年4月12日には、男鹿市の風の王国・男鹿風力発電所でもブレード破損事故が発生しました。3月には、同じく男鹿市で高さ約20mの小型風車のタワーが根元から倒壊しましたが、男鹿市がその事故を把握したのは1か月以上たってからでした。

最近では、当町において、峰浜沼田地区の太陽光発電施設が認定地点とは異なる場所に設置されていたとして、今年1月23日にFITの認定が取り消され、2025年度に認定取消となった全国55件のうち43件が当該施設であったということで、報道で大きく取り上げられました。この43件というのは、実際には総出力2,000kWのメガソーラー施設が申請上は50kW未満の低圧案件43件に細分化されていたということであり、これは法律上、50kW以上の高圧連携案件では保守管理が厳格になるなど厳しいルールが適用されるメガソーラーの規制を逃れるための、いわゆる脱法メガソーラーであると業界内で指摘されています。4月23日の北羽新報は、この発電事業者であるビーシーエスエナジーは、中国系企業と見られること、地元企業が一部出資していたことが判明しており、「地元関係者は契約不履行により被害を受けていると語っている」と報じています。また、エナジー社は、ソーラーパネルの撤去費用を積み立てていないことや、町への届け出と設置場所は一致していることも判明しました。2024年の再エネ特措法改正により、取り締まりが強化され、今回の処分に至ったものと見られますが、現時点では経産省の情報開示が限定的であり、FITの認定取消の理由である、認定地点と設置場所の違いがどの程度なのか、エナジー社と出資したとされる地元企業とはどういう関わり方なのかなど、本件の全容が把握しづらい状況にあり、再エネをめぐる深い闇をのぞき見たような思いがいたします。

これら一連の事案を通して明らかになったのは、いざ事故や事件が起きた場合、事業者は立地自治体への報告を後回しにし、事業の許認可権を有する経産省は、事実関係把握のため情報収集に動く自治体からの照会に協力的ではない。つまり自治体が蚊帳の外に置かれているという実態です。

質問にあたり、秋田県沿岸の三種町、能代市、男鹿市、由利本荘市、にかほ市の再エネ施設の設置に関するガイドラインを比較してみました。設置基準や自然環境など

への具体的な配慮事項や、事故対応に関して記述しているガイドラインもありますが、当町のガイドラインは、事業者と町との調整手順と、事業者が遵守すべき事項を示すにとどまっており、環境等に関する留意事項や事故発生時の連絡等に関する記述は全くありません。今回の沼田地区太陽光発電施設F I T認定取消を契機にガイドラインを見直し、併せて、国に対し、自治体との情報共有の必要性を訴えるべきではないでしょうか。

次に、高齢者向け集合住宅についてお尋ねいたします。

一人暮らしを含めた高齢世帯が増えています。国立社会保障・人口問題研究所の調査では、高齢の独居男性の15%は会話頻度が「2週間に1回以下」だといいます。自分のことは自分でできるけれど、話し相手がいない。いざという時に頼れる人がいない。そうした寂しさや不安を抱える高齢者の孤独・孤立問題を真剣に考えなければなりません。

そこでお尋ねいたします。

ほかの県では、一人暮らしをしていた方が一軒家を断捨離して高齢者向けアパートに転居し、共有スペースに集う住人とのコミュニケーション等によって孤独感から開放され、幸せな老後を手に入れた例があります。高齢者向け集合住宅への転居という選択肢があれば、本人が元気なうちに家を貸す、売る、管理を委託するなどの決断が可能になり、空き家問題解消の一助にもなり得ます。孤独・孤立問題の解消によって健康寿命が伸び、生き生きと活躍する高齢者の存在は社会を明るく照らし、また、高齢者のコミュニティは若い世代の学びの場にもなるのではないのでしょうか。高齢者向け集合住宅について当局の見解を伺います。

そして次に、私の周辺でも高齢者向けのシェアハウスを望む声があります。需要を把握するために、高齢者を対象に住まいに関するアンケート調査を実施してはいかがでしょうか。

最後に、持続可能なまちづくりと関係人口についてお尋ねいたします。

令和7年国勢調査速報値によりますと、八峰町の人口は令和2年の6,577人から942人減少し、5,635人となりました。減少率は能代山本郡内最大の14.3%、年平均188.4人減った計算になります。この減少率が続いていけば、10年後には4,000人台前半、15年後には3,500人台になります。町外への転出や出生数の減少を止めることは、現実的には困難であることが明らかになった以上、人口減少にうまく適応し、小さくとも賢く創造的で豊か、かつ持続可能なまちづくりを考える必要があります。

そのためには、外部の人間の関与が欠かせません。町の課題を新しい視点で捉えるためにも、積極的かつ戦略的に関係人口を増やし、町の活力に繋げるべきです。その手段として、観光も兼ねた地域課題発見・解決提案型のスタディツアー、言い換えるならば、大人の修学旅行を提唱したいと思います。訪問先のいいところだけを見るのではなく、地域により深く入り込み、地元の人々や参加者とともに地域の課題を発見

し、解決策を考えていただくという趣旨です。こういう経験は、知的好奇心を満たし、参加者の再訪や専門的な知見を有する人材の発掘にも繋がる可能性があるのではないのでしょうか。これについて見解を伺います。

○議長（山本優人君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、再生可能エネルギー建設に関するガイドラインの見直しについてであります。

東日本大震災以降、国では、脱炭素社会の実現やエネルギーの地産地消を目的として、再生可能エネルギーの導入が進められており、本町においても、地域経済の活性化や持続可能な社会づくりに貢献する取り組みとして、一定の役割を果たしているものと考えております。

一方で、昨年の秋田市新屋地区における風力発電設備のブレード折損事故に続き、今年4月には男鹿市で同様の事故が発生したほか、本町沼田地区においては、太陽光発電施設のF I T認定が取り消される事案も発生しております。

こうした事案は、これまで安全性が確保されていると考えられてきた再生可能エネルギー施設に対する住民の不安を高めるものであり、従来の法規制や既存のガイドラインによる対応だけでは十分とは言えない状況が生じているものと認識しております。

町では、再生可能エネルギー施設の導入にあたり、事業者と町との調整手順や遵守事項を定めるため、令和元年12月にガイドラインを策定しており、このガイドラインでは町との協議や地域住民への説明などを求めています。

また、設置基準や事故対応等に関する規定は設けておりませんが、前述の事故が発生した際には、発電事業者に対し点検状況等を確認し、安全確保に努めてきたところであります。

しかしながら、男鹿市で発生したブレード折損事故は、事故発生の前月に定期点検を終えていた設備で発生したと伺っており、既存の点検制度や点検項目の妥当性について改めて検証が求められております。

一方、F I T認定及びF I P認定の付与や取消については、国の権限で行われていますが、認定取消後の施設管理や撤去は国の制度上明確な担保が十分とは言えず、町としても事業者に対し強制力を持って対応を求めることが難しい状況にあります。

また、今回の沼田地区におけるF I T認定取消事案では、町として情報収集に努めたものの、状況把握に必要な情報を十分に得ることが難しい場面もあり、国と設置自治体との情報共有の充実が必要であると再認識したところであります。

今後、町といたしましては、今回の事案を踏まえ、ガイドラインの見直しを進めるとともに、維持管理の明確化や事故発生時の対応等について、必要な事項を盛り込む

よう検討してまいります。

また、再生可能エネルギー施設の安全性向上に向けて、県や関係自治体と連携しながら、風力発電設備等における点検制度の見直しや、F I T認定及びF I P認定に係る情報共有の充実、確認体制の強化について、国や関係機関へ働きかけてまいりますとともに、再生可能エネルギー事業が地域との共生のもと、町の発展に資するものとなるよう、引き続き努力してまいります。

次に、高齢者向け集合住宅についてであります。

議員ご指摘のとおり、独居高齢者、特に男性の会話頻度の低下による孤立化や身元保証問題などは、見過ごすことのできない課題であると認識しております。

高齢者向けアパートなどへの転居により、孤独感の解消や健康寿命の延伸に繋がった事例や、自宅の売却や賃貸といった資産活用を進めることは、多くの自治体が抱える課題解決の一助になるものと捉えております。

また、高齢者の豊かな経験や知識を若い世代に引き継ぐコミュニティの形成は、地域の活力を維持する上で理想的な姿であると感じております。

しかしながら、高齢者向け集合住宅の整備につきましては、民間事業者がそのノウハウを活かし、主体的に実施していくことが適当であると考えており、町ではこれまでも、居宅介護・施設入所支援、地域密着型の予防事業などの介護保険サービスを、必要な方への確に提供してきております。

また、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、配食サービスや見守り事業に加え、今後本格実施を予定している身元保証事業などについても、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し推進していくこととしております。

一方、高齢者の住まいに関するアンケート調査については、現時点において実施しておりませんが、海光苑に整備されている「ケアハウスぶなの森」は、要支援・要介護を要件とせず、家庭や住宅等の事情により在宅が困難な方のための軽費老人ホームとして、その役割を果たしていることから、今後はそうした内容についても周知してまいりたいと考えております。

次に、持続可能なまちづくりと関係人口についてであります。

令和7年国勢調査の速報値が示すとおり、人口減少と少子高齢化は一段と加速し、地域経済の衰退や深刻な人材不足、既存事業の縮小などが懸念されております。

こうした中、時代の変化に柔軟に対応し、持続可能な発展を遂げるためには、外部からの新しい視点と、地域が持つ潜在的な魅力を掛け合わせる事が重要であると考えております。

議員ご指摘の「観光型スタディツアー」については、手軽に参加でき、地域の魅力を広く発信できることや、短期的な経済効果が見込めるなど、特有のメリットはありますが、受入れ側の一時的な負担が大きいという課題も存在します。

具体的には、本ツアーが一時的な観光とは異なり高い研修効果が求められるため、

受入れ側には緊密な行程管理や地域資源・関係各所との高度な連絡調整、さらには、実施中における専属の伴走者によるアテンドが欠かせないと考えております。

特に、事業の成否が、参加者の安全管理から学びのサポートまでを担う「伴走者」のスキルに依存することとなり、このキーパーソンの確保・育成という高いハードルを克服する必要があります。

一方で、類似の施策である「インターンシップ」は、無償の就業体験という位置づけにあり、既存の環境と人材を活かしつつ低予算で実施できるため、これまで本町においても実績を重ねております。

令和6年度においては、白神八峰商工会が、町や商工会連合会の支援体制のもと「事業参画型インターンシップ」を実施し、町内の2経営体が学生とともに課題解決に取り組んでおります。

また、昨年度は、洋上風力発電事業における地域振興策の一環として、町が東大生を受け入れたところであり、この成果を単発で終わらせることなく、今年度は、参加学生との意見交換を重ねながら、「これからのインターンシップのあるべき姿」の構築に向けて検討を進めております。

こうした状況を踏まえると、現時点においては新たに事業を立ち上げることは難しいものと考えておりますので、まずは学生人材が地域に深く関わるインターンシップにおいて、「質の向上」と「基盤強化」を図り、検証結果の蓄積に努めてまいりますとともに、引き続き、商工会等の関係機関と連携しながら、地域課題の克服に取り組み、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

以上であります。

○議長（山本優人君） 6番議員、再質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） まず1問目について再質問いたします。

現行のガイドラインについては見直しを進めるという回答でしたので、その点については安心いたしました。それで、地権者が民間であった場合、その民々の契約、事業者と地権者、民間地権者、その民々の契約であっても、発電施設の設置、これは非常に公共性、公益性の高い事業でありますので、小型・大型を問わず、設置の計画段階で自治体と地域住民への説明を事業者に求めるべきではないかと思えます。そして、町の広報で事業の概要を公表し、パブリックコメントを求める仕組みが必要だと思いますけれども、これについていかがお考えでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。若狭商工観光課長。

○商工観光課長（若狭正和君） 奈良議員の再質問にお答えいたします。

現状、ガイドラインの見直しを予定している項目については、3つあります。1つは、まず維持管理の責任や緊急連絡先の報告など、設備完了後の維持管理に関する事項を盛り込む予定としています。2つ目については、事故が発生した時の報告、あと

再発防止に関する事項を追加する予定としております。3つ目は、事業計画の変更やF I T認定の取消、あと事業終了後の対応など、情報共有に関する事項を盛り込むこととしております。

質問の内容にもありますが、設置基準に関しては、安全基準も設置基準についても再エネ法、電気事業法、あと森林法、あと河川法等、まず国や県で審査・規制する部分がありますので、基本的にはそちらとの整合性もありますので、こちらの方、運用していく形になると思います。

最後にパブリックコメントの話もありましたが、こちらについても、このガイドラインの見直しと合わせて少し検討させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） ありがとうございます。先日の全員協議会では、事業者は、このソーラーパネルのですね、沼田の、事業者のノンフィットでの事業再開を模索しているという説明がありましたけれども、パネルの撤去費用、組み立てていないことが判明しております。そのことから、おそらくそうとしか言いようがないのではないかと私は思ってるんですね。事業再開をにおわせながら時間を稼いで、結局再開できなくなった。あげくに撤去もできません。そして事業者と連絡が取れなくなり、大量の産業廃棄物だけが残されると、こういう最悪の事態だけは絶対避けなければならないと思っております。これについて当局の認識を伺いたいと思います。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。若狭商工観光課長。

○商工観光課長（若狭正和君） 再質問にお答えいたします。

撤去費用につきましては、令和2年度の特措法の改正によって新たに設けられた事項であります。基本的に、それこそ15条の18項によって、基本的にはF I Tの認定取り消された場合は、この後、事業者はまず解体等を行って経産大臣に報告することになっておりますが、今のところ聞き取り調査では、繰り返しになりますが、まずノンフィットでの活用を検討しているということで、あとちなみにあれです、全協の後、次の日です、実際に関係する事業者から連絡がありまして、一部パネルと架台フェンスに損傷があつて、そちらについては速やかにもう修繕したということで、そういった報告もございますので、現時点ではノンフィットでの活用がまず現実の、何と言えばいいかあれですけど、解体等ではなくてノンフィットでの活用が実現するのではないかなというふうに思っております。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 損傷箇所を修繕したということで、ある程度は信用できるのかなとは思いますが、事業者の言葉をうのみにして最後に町がばかを見ることがないように、そこだけは十分気をつけて、実際に直接会ってないわけですよ

ね。電話等による連絡のみ。できれば1回会って顔合わせして、お互いに信頼関係を築いて、なるべく事業者が逃げにくいような環境をつくっていただければと思います。

それからですね、今まで申し上げたとおり、やっぱり最後にごみが残されるということがないように、再エネのガイドラインの見直しは早急に進めて適用していただきたいと思います。

最後になりますけども、1問目の最後の質問ですけども、事業者に対して法令遵守を徹底していただく、これはもちろんのことなんですけども、いま一度、再エネの原点に立ち返って、景観や健康、自然環境への影響や防災の観点から、より適切な立地を求める。このためにも、町独自のゾーニングを検討すべきではないかと考えます。例えばですね、このソーラー、太陽光発電施設、砂地に建てられてるわけですね。で、地盤が非常に弱い。本館にもソーラーの施設ありますけども、あそこの地盤も、まあ岩盤ですか、岩とか砂利とか大きな石がごろごろしてて、地盤調査はどの程度やられたのか、そこはちょっと定かではないですけども、いざ大雨とかの災害が起きた時に地盤が崩れやすいか、そういう心配があります。で、パネルに有害物資も含まれておりますので、そうなった時に有害物資が流出するという懸念もございます。そういったことを考えましても、防災の観点からもこの立地ということはよく考えなければいけないと思います。そのために町独自のゾーニングを検討すべきと考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。若狭商工観光課長。

○商工観光課長（若狭正和君） 再質問にお答えします。

今の自然保護、あるいは安全対策については、実は現状のガイドラインの方にも載っておりまして、観光評価法に基づく各種法令や許認可制度の中で確認される仕組みとなっております。確かに今設置されている太陽光のほとんどは、基礎がないといえますか、スクリー型の太陽光の設置になっておりますので、そういった懸念も十分にあるのかなと思っております。

今、ゾーニングに関しては、ちょっと今までまた検討したことはありませんが、このガイドラインの見直しに合わせて少し検討していきたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） ゾーニングも合わせて検討したいということで承知いたしました。

1問目の再質問は以上で終わります。

続いて2問目の再質問に進みます。

高齢者の孤独・孤立の問題、そしてまた、そのご本人が亡くなった後のですね空き

家、こういう問題がこうリンクしてるわけなんですけれども、施設に行く必要のある方以外でも結構元気な高齢者の方おられます。そういう人たちの終の住み家といいですか、その点について今まであまり議論の遡上に乗ってこなかったと思うんですね。私の住んでる中浜の高齢者の皆さんも、まあ雑談の中でですけども、中浜の旧役場跡地に高齢者のアパートがあればいいのにな、そういう声も聞こえてきております。やはり高齢者同士が住むっていう、これにも非常にメリットがありまして、同じ感覚を共有できるとか、悩みとか、おしゃべりの中でいろいろその孤独感が解消されるということもございます。八峰町においてもそういう方たちは多分少なくはないのではないかと思います。そういったことを考えましても、やっぱり一度、住まいに対して、自分が最後どういう形で人生を終えたいのか、そこまで深い問いになりますけれども、一度問うてみるということも必要なんではないかと思いますけれども、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

先ほちょっと答弁でも述べましたけれども、やはりですね、そういったアパートというか、そういった施設はやはり民間が主体的になってやるべきだろうというふうに私は思っております。

奈良議員の質問の中で他県の事例も出してございましたけども、私、それニュースで見たことがあります。確かあれ東京都内のアパートだというふうに記憶しておりますけれども、そこはですね、やはり女性の方限定で、そして同じシェアハウスというような形で管理人も置いてというような形であったと思います。で、やはりそういうのはやはり民間の方々が主体的に担ってやっていたというところでございますし、その自治体がとなると、やはりいろんな課題があるんだろうというふうに思っております。ただ一方で、議員おっしゃるとおりですね、そういった施設があればいいよねっていう意見があることは今回通して分かりましたので、アンケートまでとは言わないものですね、私、いろんな総会とか、あるいは自治会の総会とかいろんなところに顔出してますんで、改めてですね、そういった際には関係者の皆さんと意見交換しながら、その需要の把握というところに今後努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 私が今回の質問にあたって参考にしたのは埼玉県です。埼玉県の民間のアパートです。そこの冒頭に申し上げた高齢者向けアパートですけども、入居者は70代から90代が中心。その多くは一人暮らしをしていた、家を断捨離したり、あるいは入居していたサービス付高齢者向け住宅、いわゆる何と言うんですか、サ住高と言うんですか、サ高住、サ高宅ですね、を出る選択をした人たちなんです。この人たちが欲しかったのは、その施設での必要のない施しよりも自由だと。何よりも自

由と、そして一人暮らしの孤独や不安から抜け出したいと願っていたそうです。このアパート、不動産会社の社長が資材を投じて造った物件ですが、長く施設で過ごして亡くなったお母様が、施設は外出にも許可が必要で、体が動くうちは自由に暮らしたかったと、そうやって悔やんでいた姿が忘れられず、高齢者が人生の最後まで自由に生き生きと暮らせる住まいづくりを決断し造ったものであります。

まあ私、何も町に造れと言ってるのではなくて、民間の投資を呼び込むことも可能ではないかと思うんです。現在の元の峰浜村の役場跡地に建った子育て世帯向けのアパートですけれども、あれについては民間の資本を活用した好事例だと思います。やっぱり財産難の中で、また新たに高齢者向けの施設を造る、これは非常に困難なことです。そのためにはちょっと需要調査をしてですね、造った後に高齢者、比較的元気で自立した高齢者が入りたいと思うアパート、これの需要があるんだということ。民間の事業者が分かれば、投資も呼び込めるのではないかと思うんです。なるべく町のお金は使わずに、そういった手法でできるのではないかと思いますけども、町長いかがでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員おっしゃるとおりですね、やはりそういった需要調査というのはやはり必要だと思いますので、そういったところ、先ほども申し上げましたけれども、まあアンケートっていう形ではなくてですね、また違う形でしっかりとその調査を行っていききたいなと思っております。

また、民間がですね、しっかりとそういったところに伝えるっていうことも非常に大事だと思いますので、私も東京出張なり、いろんな機会ありますので、その際ですね、いろんな民間の企業の方々と話しする機会があります。そういった際にはですね、是非、そういった需要があるとすればですね、そういった話もしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） もう一つ参考にした施設がございます。それは、今度の行政視察の行き先の候補として私先日挙げさせていただいたんですけども、まちづくり会社が運営する廃校を活用した交流施設です。非常に土地面積は大きくて、そこに高齢者の健康状態に応じてですね3つぐらいの施設がありまして、自立した高齢者用の集合住宅、そして介護が必要な方の、まあ介護施設になりますかね、そういった施設が段階別にありまして、今は元気で自立して自分のことはできるけども、やはりちょっと介護とか支援が必要になった、そしたらその次の段階の施設に移る。その中にはマルシェも開かれております。住民の方々が自分で作ったお菓子とかそういうものを売ったり、あと廃校ですから教室を使っているいろんな講演をやったりするんですね。結構有名な方呼んで講演会をやったり、あるいは楽器なんかも、昔の非常に貴重な

楽器を置いて、そこで楽器を演奏したりとか、多様な交流がなされておりまして、移住者の方々が結構多い。そこで非常に多様な交流ができますので、やはりいろんな新鮮な発見があるわけですね。そこを頻繁に活用されている方も、やはりここはおもしろいと、ここに来て良かったと、そういう感想を述べてる動画がユーチューブにあがっておりました。ですので、いずれ八峰町の小学校も一つ廃校ができるわけですが、そういったものを使って、活用してみたいという、まあ法人なりですね、町が別にお金を出して運営主体になる必要はないわけで、そういった人たちに呼びかけて活用してもらい、こういう方向性もあると私は思っております。町長のお考えいかがですか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今年ご視察されるところが、ちょっと私もどういったところか把握しておりませんが、海光苑、先ほどしゃべったところの「ぶなの森」はですね、要介護とか要支援というようなくとも入れるというような感じになっております。その拡大版かなというふうに今思ったところでございますけれども、いずれそういった施設、町内にありますし、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、やはりそういったところもあるんだぞという、我々もですね、しっかりと周知していく、PRしていくということがやはり大事なかなというふうに思っています。

また、その空き校舎を活用した事例ということでありましたので、いずれ令和10年の4月には一つになるわけでございますので、その空き校舎の活用につきましても、それも一つの事例としてこういうことがあるんじゃないかというところをですね、様々な事業者に対しましてPRしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） ありがとうございます。既存の介護施設の機能の拡充、あるいは、もっと町に開かれた施設ということも考えて、これから検討していただければと思います。

続いて……。

（「議長、休憩を求めます。午後からゆつくりやりましょう」と

呼

ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 休憩。

（「長くなりそうです」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 休憩します。再開は、午後1時から再開します。

午後 0時05分 休 憩

.....

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き質問を再開します。

6 番奈良聡子さん、ほかに質問ありませんか。6 番奈良聡子さん。

○6 番（奈良聡子さん） 通告書にも書いたとおり、人口減少のスピードがものすごい加速しております。やはり時間がないなという焦りも感じるわけですね。先ほど町長の答弁で、外部の視点が必要であるという認識は一致してと思いますが、インターンシップという制度、これをうまく使ってほしいということで、私が提案したスタディツアーではその受け入れる側の負担、ある程度その期間に及びますので、一時的な負担が大きいということ、メリットはあるということは承知の上でそういう答弁をされました。まあもちろんそういうそれはそうなんですけども、インターンシップですとやはり対象が学生ですので、学びだけで終わってしまうんではないか。地域で学んだことを直接自分の仕事に生かせる点もありますけども、やはり別の分野に行くことも考えられるわけです。で、私が提案したスタディツアーは、現に社会人の方とかいろんな年代の方が参加できますので、そうしますとやっぱり既に知見を持ってる方々が集まって専門的な話もできるのではないかということから提案したわけなんですけども、インターンシップをどのようにしてこのまちづくりに生かしていくのかという点と、それとあと、国の伴走支援制度を八峰町は能代市と、能代市と八峰町がその伴走支援制度を活用するというところで手を挙げられましたね。国のその官僚の人たちの力も借りながら、是非スタディツアーの可能性についても検討していただきたいと思うのですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。門脇企画政策課長。

○企画政策課長（門脇朝哉君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

まず町長のお話の中にもありましたが、やはり観光を兼ねたスタディツアーということで、まずはその回る施設案内等の工程、これをだいたいレベルの高いものに仕上げる必要があると。これがまず一つのネックになっていると思われます。で、もう一つ挙げられる点といたしまして、現在我々が行っているインターンシップにつきましては学生を対象にしておりますので、学校に対するPR周知で済んでいるところですが、これがスタディツアーということで一般向けに周知ということになると、その参加者を募るための宣伝広告費、これも結構大きな額になってくると考えられます。ただ、その我々が今行っているインターンシップ、例えば去年行った東大生向けのインターンシップにつきましては、だいたいスタディツアーと近い内容になっているところです。地域の課題を一緒に考えて、で、一緒に解決策を探るという点では、だいたいスタディツアーと重なっているものと思っております。なので、当面はその予算の面もありますので、とりあえずこのインターンシップをより精度の高いものに仕上げられるかどうかというところに注力していきたいと考えているところです。

で、伴走支援の件なんです、今、国の職員の方、現地訪問、来週3名いらっしゃる予定になっております。で、この伴走支援につきましては、町の方から課題を挙げて、で、その課題に対して一緒に考えていただくということになっておりまして、特段その今回のスタディツアー、インターンシップ等は課題にはしていないところですが、ちょっとお話を挙げながら一緒に考える時間も設けられたらいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） いいタイミングで国の伴走支援の関係者の方が来るということで、是非話題にさせていただきたいと思います。

そうですね、私、前回か前々回の一般質問でも確かツアーというか、旅行商品のことで質問したと思うんですけども、やはり地域に深く入り込んでいただく、そういう仕掛けをして、なるべくその交流人口の拡大もそうんですけども、関係人口を増やす。関係人口は交流人口よりももっと地域に深く主体的に関わってくださる方々ですので、関係人口の拡大を目指していただきたいと思います。

今、国の方でふるさと住民制度ですか、そういうのを創設したようなんですけども、そういう制度に頼らずともやっぱり町が主体的にもっと地域に人を呼び込んで一緒に考えていただいて、八峰町のファンを増やすと、そういう取り組みを進めていただきたいと思います。

質問はこれで最後ですけども、今述べたことについて何かご意見とか感想があればお聞きしたいと思います。町長お願いします。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

私もですね奈良議員と同様に、やはり関係人口を創出していくというのは非常に大事な話であるというふうに思っております。これまでもですね様々な取り組み、そして様々な事業を展開する上で、その少しでも関係人口の増加に繋がればいいなというところがありました。先ほど答弁でも申し上げたインターシップの制度もですね、今まで来たことのない方がこの八峰町に来て、そして学んで、そして泊まってということで、十分な関係人口だというふうに私は思っております。またそれだけじゃなくてですね、今後そのいろんな取り組みの中でこの八峰町のファンを増やすといえますか、いわゆる関係人口を増やししながらですね、いろんな角度から関わってもらえるような取り組みを今後とも仕掛けていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。

○6番（奈良聡子さん） 以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問がないようですので、これで6番議員の一般質問を

終わります。